

先生各位

## 大腸菌抗原同定検査に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、「大腸菌抗原同定検査」の保険点数算定は、従来「細菌培養同定検査」における加算点数でしたが、本年 4 月 1 日の診療報酬改定において、免疫学的検査区分の独立した検査項目として新設されました。当社では、これに対応すべく報告様式などを変更いたしましたので、保険収載内容の変更やその他の注意事項と併せてご案内させていただきます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《変更日》 平成 14 年 4 月 1 日（月）受付分より

《対象項目》 大腸菌抗原同定検査

### 【平成 14 年 4 月 1 日診療報酬改定による変更点】

	変更後	変更前	
保険収載名	大腸菌抗原同定検査	なし	「細菌培養同定検査」の「注」による加算 （実質的には、「細菌培養同定検査：消化管からの検体」の実施料（170 点）と加算点数（100 点）で 270 点の算定。）
実施料	240 点	なし	
判断料区分	免疫学的検査	微生物学的検査	
算定上の解釈 （下線部分が追加）	D012「24」大腸菌抗原同定検査は、区分「D018」細菌培養同定検査等により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌の O 抗原または H 抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。 <u>この場合、区分「D018」細菌培養同定検査等の費用は別には算定できない。</u>		

### 【注意事項】

本検査の培養で大腸菌が検出されなかった場合

「細菌培養同定検査」として算定（「大腸菌抗原同定検査」の点数は算定できません。）

本検査と同時に他の細菌（例：赤痢，サルモネラ菌など）の培養同定検査が実施された場合

「大腸菌抗原同定検査」のみ算定（「細菌培養同定検査」の点数は算定できません。）

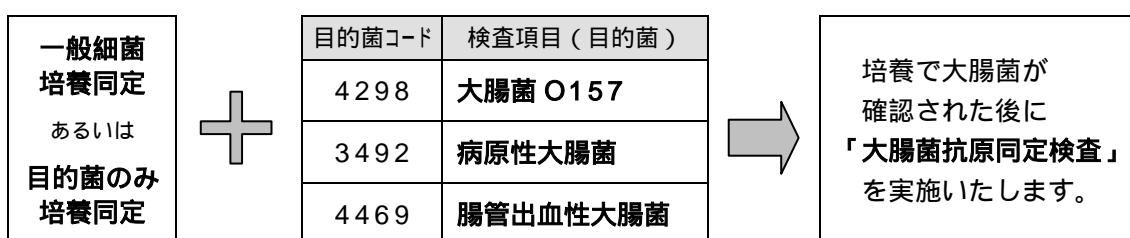
## 【 大腸菌抗原同定検査のご依頼 および ご報告について 】

### 1 ) ご依頼方法

「一般細菌培養同定検査( 消化器系 )」あるいは「目的菌のみ培養同定」の目的菌として、下記検査項目をご依頼ください。

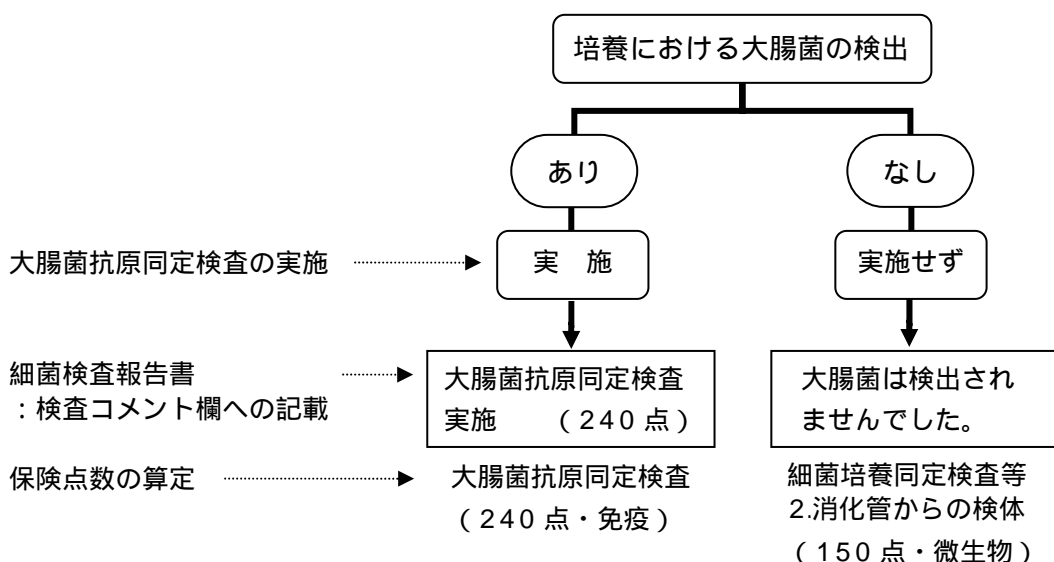
このご依頼において、培養で大腸菌が検出された場合に、O抗原の同定検査を実施いたします。すなわち、「大腸菌抗原同定検査」の依頼が自動的に発生しますので、本検査項目を別途ご依頼いただく必要はございません。

なお、培養で大腸菌が検出されない場合は、対象外となります。



### 2 ) ご報告様式

1 ) のご依頼において、培養で大腸菌が検出された場合とされなかった場合に分け、細菌検査報告書の検査コメント欄へ、以下の通り記載しご報告いたします。



保険点数算定の詳細については、本案内の 1 枚目をご参照ください。